平成22年度業務報告



農林水産消費安全技術センター(Food and Agricultural Materials Inspection Center。略称「FAMIC」)は、農林水産行政と密接に連携しつつ、科学的手法による肥料、飼料及び農薬の安全性、食品等の品質・表示等に係る検査・分析を一体的に実施し、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としています。

このため、FAMICでは、「①食品や生産資材の検査・分析を法令に基づいて的確に 実施します。②検査・分析で得た情報をもとに、食の安全などに関する情報を分かりや すく提供します。また、法令遵守を徹底し、高い使命感と倫理観を持って行動します。」 との行動理念の下に役職員一同高い使命感を持って、分析における精度管理や分析方法 の妥当性確認の的確な実施、科学技術の進歩に対応した新たな検査・分析技術の開発・ 導入や検査職員の教育訓練による技術水準の向上など、検査・分析能力とその信頼性の 向上に努め、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供すべく取り組んでいます。

このような中、平成22年度においても、肥料、農薬、飼料といった生産資材における安全性等の確保や、農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務について、関係法令等に基づき、的確に実施しました。また、平成22年4月に発生した口蹄疫に対しては、FAMICからも獣医師資格を有する役職員を中心に、発生地域に派遣し、口蹄疫の感染拡大を防ぐための防疫措置等に協力したほか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染の広がりの中で、農林水産省の要請を受け、飼料作物等における放射能のモニタリング体制を緊急に整備し、飼料等の放射性物質の検査を実施しております。

平成22年度は第2期中期目標期間の最終年度でもあり、効率的かつ効果的に業務を推進した結果、年度計画及び中期目標をほぼ達成することができ、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果は、年度、中期目標期間ともに、総合評価でA評価をいただきました。

本書は、FAMICの平成22年度の業務実績全体を整理したものであり、関係者のお役にたてば幸いです。

平成23年12月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長 吉羽 雅昭

目 次

はしがき

I	総説		
	1 業績	努の目的及び内容	1
	2 各事	事務所の所在地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3 資本	本金の総額及び政府の出資額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4 役員	·	2
	5 常勤	動職員数	2
	6 沿彗	革	3
	7 設立	立根拠法	4
	8 主義	务大臣 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	9 組約	哉凶 •••••	4
Π	業務の区	内容及び実績	
	1 平原	成22年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要 ·······	6
	2 肥米	科関係業務	
	(1)	肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(2)	肥料の立入検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(3)	肥料公定規格の設定等に関する調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(4)	大臣等確認検査	9
	(5)	標準試料の作成及び配布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	3 農薬	薬関係業務	
	(1)	農薬の登録検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(2)	農薬GLP制度に基づく査察 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(3)	農薬の立入検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(4)	農薬登録検査に係る関連業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(参考1)	平成22農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ ・・・・・・・・・・・・・・・	14
	(参考2)	農薬行政の動き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	4 飼料	料及び飼料添加物関係業務	
	(1)	飼料安全法に基づく立入検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(2)	ペットフード安全法に基づく立入検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	(3)	特定添加物の検定に関する業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(4)	登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(5)	「製造業者専用」表示の承認に係る検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(6)	飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(7)	抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(8)	大臣等確認検査	23
	(9)	モニタリング検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(10)	飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	(11)	標準製剤等の配布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24

5 土壤改良資材関係業務		
(1) 土壌改良資材の立入検査 ・・・・・		25
6 農林水産物等の品質及び表示の適正化	公に関する業務	
(1) 食品表示の監視 ・・・・・・・・・・・・		26
(2) 登録認定機関、認定事業者等に対	けする指導・監督 ・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(3) 農林物資等の立入検査等 ・・・・・		30
(4) JAS規格及び品質表示基準の見	L直し等 ·····	31
7 リスク管理に資するための有害物質の	分析業務	33
8 国際関係業務		
(1) ISOの国内審議団体としての活	5動	34
(2) 農薬の登録制度の国際調和、国際	発留基準の設定への対応 ・・・・・・・・・・	34
(3) 農林物資の品質等に関する国際負	t品規格(Codex)への対応 ·····	35
(4) 国際協力		35
(5) OIEコラボレーティング・セン	/ターとしての飼料安全に関する	
情報収集・発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	35
		36
10 依頼検査		36
11 食の安全と消費者の信頼の確保に向け	けた取組	
(1) プロジェクトチームの設置 ・・・	•••••	37
(2) 緊急時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	37
12 情報提供業務		
(1) ホームページ、メールマガジン、	広報誌	38
(2) 相談業務		38
(3) 講習会・研修会		39
1 3 調査研究業務		40

I 総説

1 業務の目的及び内容

(1)業務の目的

独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。(独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年12月22日法律第183号)第3条)

(2)業務の内容

- ① FAMICは、(1)の目的を達成するため、次の業務を行う。
 - ア 農林水産物、飲食料品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。
 - イ アに掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報 の収集、整理及び提供を行うこと。
 - ウ 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。
 - エ 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導 を行うこと。
 - オ ウに規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
 - カ エ及びオに掲げるもののほか、ウに規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並び に講習を行うこと。
 - キ 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。
 - ク 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。
 - ケ 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行う
 - コ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。
 - サ アからコの業務に附帯する業務を行うこと。
- ② FAMICは、①の業務のほか、次の業務を行う。
 - ア 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19 条の9第2項第6号の規定による検査並びに同法第20条の2第1項から第3項までの規定に よる立入検査
 - イ 肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問
 - ウ 農薬取締法 (昭和23年法律第82号) 第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査 並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査
 - エ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条第1 項の規定による立入検査、質問及び収去
 - オ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)第13条第1項の 規定による立入検査、質問及び集取
 - カ 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査
 - キ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法 律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

2 各事務所の所在地

(1) 主たる事務所

本 部:さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

農薬検査部:小平市鈴木町2-772

横浜事務所:横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 従たる事務所

札幌センター:札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル

: 札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎

仙台センター:仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎

名古屋センター:名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館

神戸センター:神戸市中央区港島南町1-3-7 福岡センター:福岡市東区千早3-11-15

門司事務所:北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎

3 資本金の総額及び政府の出資額

(単位:百万円)

年度項目	平成22年度
政府出資金	10, 386
その他出資金	_
資本金合計	10, 386

注 各計数は単位未満を四捨五入して記載している。

4 役員

(平成23年3月31日現在)

役職名 氏名		任 期	担当
理事長	吉羽雅昭	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで	
理事	戸谷亨杉浦勝明阪本剛	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで	総合調整・食品等検査 評価・肥飼料検査 農薬検査
監事	小山武文 碓井憲男(非常勤)	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで	

5 常勤職員数

669人(平成23年3月31日現在)

6 沿革

	"	ı												
西暦	旧農林水産消費技術センター	旧。	肥	餇	料	検	査	所	旧	農	薬	検	查	所
1899		 各地 	方庁	に肥米	検査	治32年 宮吏を		料検						
1947					明治32 2置(昭	(年) 【和22年	Ξ)				薬検査 所	f設置(B	召和22年	・北
1948	•「輸出品取締法」制定(昭和23年)								• 「農			、農薬	の登録検	査を
									北移学	転(昭和 课、昭和	、平町(月 23年)。	(以降、	i)に生物 昭和30 が移転し	年化
1949	 輸出食料品検査所、輸出農林水産物検 査所が設置され、農林畜水産物の輸出 検査を開始(昭和24年) 								転	完了)				
1950 1951	・輸出食料品検査所、輸出農林水産物検 査所が合併し輸出品検査所となる(昭 和26年)	・「肥米	斗取 統	帝法」全	全面改工	E(昭和	125年)							
1953	(H30)	(昭和 ・ 畜産	728年 局館	丰) 引料課		.関する 分析機								
1954 1957	・「輸出品取締法」に変わり「輸出検査法」 制定(昭和32年)		和28年 ·検査		∵開始((昭和29	9年)							
1960 1963		・肥料	検査	所と負	制料検査	和35年 査所が 和38年	統合し	て肥	剤?		†象とす		植物成長 農薬取締	
1970	・「農林物資規格法」が「農林物資の規格 化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS法)」に改正され、JAS業務が主体 になる(昭和45年)													
1971											性及び締法」改		こ対応す 146年)	るた
1972 1975	・農林規格検査所と改称(昭和47年)		する			R及び :全法)								
1976 1980 1982 1984	・消費者相談窓口を設置(昭和51年) ・生糸検査所を統合(昭和55年) ・企業相談窓口を設置(昭和57年)	·	. ,						• 0E0	CD協定	の一環と	して、	農薬GLF	制度
1985						土壌改.	良資材	の検		專入、記 [和59年]		への査	察業務を	開始
1990	・微量物質等の分析業務を開始(平成2	宜を	用炉	(昭和	00平)									
1991	年) ・農林水産消費技術センターに改組(平成3年)													
1997 1999	・「輸出検査法」廃止(平成9年)	登録	制へ	改正(平成11									
2000	 「独立行政法人農林水産消費技術センター法(センター法)制定(平成11年) 「改正JAS法」施行、登録認定機関制度と横断的品質表示基準を整備(平成12年) 		立行ī 成11		.肥飼料	斗検査原	所法」	制定		3立行政 11年)	法人農	薬検査原	所法」制筑	定(平
2001 2002	・独立行政法人となる(平成13年)					(平成13 定(平成			· 食:	品の安全	5人とな ≥性確保 14,15年	のため	13年) 農薬取	渧法」
2003						ため「肥 E(平成			ų,	(1 7 <i>1</i> 7X)	. ı, ıu+	/		
2004	・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制に		物の	多様性	上の確信	果に関	する法	律」施	[行(平	成16年))			
2006	・「改正JAS法」施行、登録認定機関の登録基準を国際基準に整合(平成18年)													
2007	・「センター法」改正、独立行政	女 法人	.農	休水	産消	費安全	全技征	析セ	ンタ	ーとが	なる(-	平成1	9年4月])
2008 2009	・「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関・「JAS法」改正、原産地表示の偽装に										3法改正	(9月) (平成21年	Ξ)

7 設立根拠法

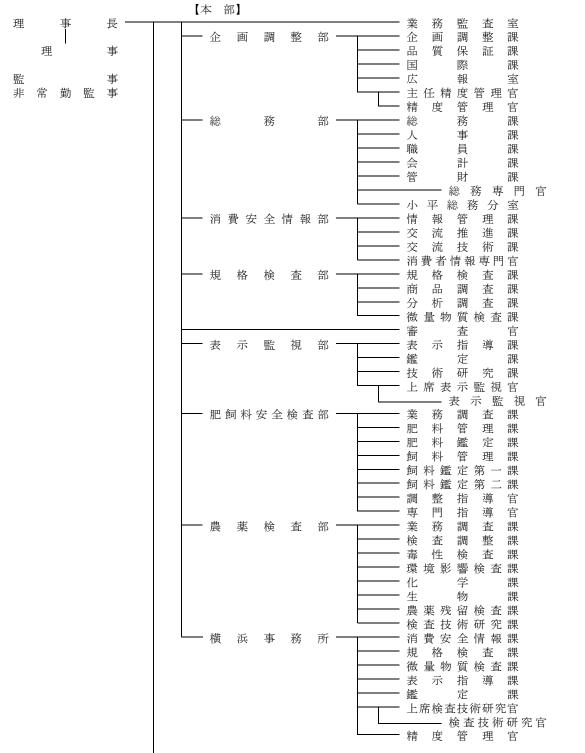
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号)

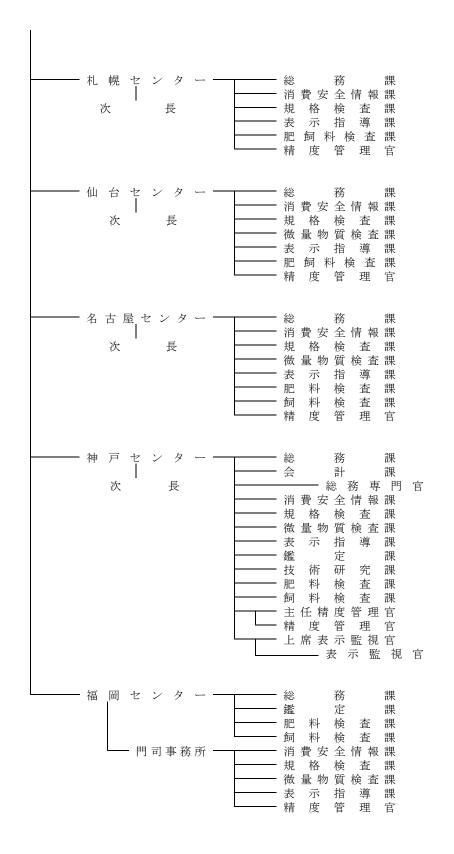
8 主務大臣

農林水産大臣

9 組織図

(平成23年3月31日現在)





Ⅱ 業務の内容及び実績

1 平成22年度のFAMICを巡る情勢とFAMICの対応の概要

平成22年度においても、FAMICでは肥料、農薬、飼料といった生産資材における安全性等の確保に関する業務や、農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務について、関係法令等に基づき、業務の的確な実施に努めた。その中で特徴的な取組と成果は以下のとおり。

- ① 平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫に対しては、FAMICからも獣医師資格を有する役職員を中心に、発生地域に派遣し、口蹄疫の感染拡大を防ぐための防疫処置等に協力した。 なお、家畜の移動制限区域が解除されるまでの間中止していた、当該地域における肥料・飼料事業者への立入検査については、8月以降に精力的に実施した。
- ② FAMICが国際獣疫事務局 (OIE)の「飼料の安全と分析分野」におけるコラボレーティング・センターに指定されてから初めての国際会議として、「第1回OIE/FAO-APHCA 共催 飼料の安全性に関する地域ワークショップ」を7月に東京で開催するなど、飼料の安全や分析等の情報収集・発信の活動を行った。
- ③ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染の広がりの中で、農林水産省の要請を受けて、肥飼料部門と食品部門が連携し、飼料作物等における放射能のモニタリング体制を緊急に整えた。
- ④ 米飯加工品(おむすび)を始めとする食品の不適正表示や有機 JASマークの不正使用等の 事案については、農林水産省や地方自治体と協力して立入検査等を行うなど、関係機関と連携 して対応した。

また、平成21年11月17日に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」への対応として、随意契約については、電気供給業務の契約(全国4箇所)を見直し一般競争入札を行った。また、随意契約によることができる額の限度額等については国と同じ基準としている。さらに、契約監視委員会において、平成20年度の契約状況の点検・見直しについてフォローアップを行った。

さらに、平成22年4月28日に実施された行政刷新会議による事業仕分け第2弾においては、独立行政法人国民生活センターの「広報事業」、「情報・分析事業」、「相談事業」、「商品テスト事業」及び「研修事業」、独立行政法人製品評価技術基盤機構の「製品安全関連業務」とともに、FAMICの「食品等関係事業」が対象となり「消費者行政の在り方(全般)」について議論がなされたが、最終的にFAMICに対する直接の指摘はなかった。

平成22年11月26日に総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された主要な事務及び事業の改廃に関する「勧告の方向性」においては、事務及び事業の見直しに関し、①食品関係等業務の人員配置の適正化、②相談窓口業務の見直し、③国民生活センター等との連携構築等について、また、業務全般に関する見直しに関し、①効率化目標の設定、②給与水準の適正化、③契約の点検・見直し、④保有資産の見直し、⑤内部統制の充実・強化等について指摘された。

また、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」においては、事務・事業の見直しに関し、農薬関係事業、飼料及び飼料添加物関係事業、肥料及び土壌改良資材関係事業については依頼検査や講習事業における自己収入の拡大、食品等関係事業については国民生活センターの商品テスト事業に係る協定の締結及び情報提供業務の縮減等について、また、資産・運営等の見直しに関し、不要資産の国庫返納、事務所等の見直し等について指摘された。

これらの指摘を反映して、平成23年3月2日に、農林水産大臣より第3期における中期目標について指示があり、これを受けてFAMICは、中期目標に掲げられた目標を達成するための中期計画を策定し、平成23年3月31日に農林水産大臣に認可された。

2 肥料関係業務

(1) 肥料の登録及び仮登録の申請に係る調査

普通肥料を業として生産又は輸入しようとする者は、銘柄ごとに登録(公定規格の定めがない普通肥料については仮登録)を受けなければならない。また、登録及び仮登録には、有効期間が定められており、登録は3年又は6年、仮登録は1年となっている。これらは申請によって更新することができる。

農林水産大臣に対して普通肥料の登録、仮登録の申請があった場合、FAMICは、農林水産大臣の指示に基づき、申請書の記載事項及び肥料の見本について次の調査を行っている。

ア 登録の申請に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の種類、肥料の名称の妥当性及び保証成分量(主要成分の含有量)等の確認を行っている。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分の分析や、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定を行い、公定規格 に適合していること等の確認を行っている。

イ 仮登録に係る調査

(ア) 申請書記載内容の調査

申請書に記載されている肥料の名称の妥当性及び保証成分量等の確認を行っている。

(イ) 肥料見本の分析及び鑑定

主要成分及び有害成分の分析や、異物混入の有無・使用原材料等の鑑定を行い、申請書に記載されているとおりであるか確認を行っている。また、農林水産大臣からの指示により、肥効試験等の調査を行っている。

平成22年度は、新規に1,326件の登録申請、1件の仮登録申請を受け付けた。

表2-1 登録申請件数等

年 度 区 分	平成22年度
登録申請件数	1, 326
仮登録申請件数	1

(2) 肥料の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、生産事業場等へ立入検査を行い、関係者への質問、肥料やその原料の収去を行っている。

保証票の不備及び誤記、表示の不適正、帳簿類の不備、包装容器等の不正使用、誇大又は虚偽の 宣伝等の違反があった場合、立入検査時における現地指導を行うほか、必要と認められるものにつ いては、諭示を行う等所要の指導を行っている。

立入検査した際に収去した肥料について、分析・鑑定、植害試験等を行っている。その結果については、立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行うとともに、農林水産省に報告し、農林水産省が公表している。

また、立入検査及び分析・鑑定等の結果、違反等が認められた場合には、出荷停止、回収、改善措置等必要に応じ農林水産大臣が行政指導を行っている。

ア 立入検査の内容

肥料、その原料又は業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿・書類、その他の必要な物件により、生産工程の確認、正味重量検査、保証票検査、包装容器の表示に関する検査等を実施している。

イ 収去品の検査

(ア) 分析・鑑定

収去した肥料の保証成分量が適正に確保されているか、有害成分が規制量以下であるか否か等について分析を行っている。また、異物の混入、使用原料、表示物質、化学成分等を確認するために鑑定を行っている。

(イ) 植害試験

収去した肥料のうち、植害の疑いのある肥料については、随時植物に対する害に関する栽培試験(植害試験)を行っている。

平成22年度は、649事業場に立入検査を実施し、744点の肥料又は肥料原料を収去した。 検査の結果、59点が不合格となり、そのうち2点が有害成分の基準値超過であった。

表2-2 立入検査件数・収去・分析等点数

年 度 区 分	平成22年度		
立入検査事業場数	6 4 9		
収 去 点 数	7 4 4		
うち不合格点数 (不合格率%)	59 (7. 9)		
うち有害成分の基準値超過	2		
分析成分点数	8, 969		
植害試験件数	2		

注 不合格点数は「指摘事項あり」として公表されたものの点数である。

(3) 肥料公定規格の設定等に関する調査

FAMICでは、以下のとおり肥料公定規格の設定等のための調査を行っている。

ア 仮登録肥料の公定規格設定に関する調査

FAMICが実施した仮登録肥料の肥効試験により、申請書に記載された栽培試験の成績が真実であると認められた場合には、農林水産大臣は公定規格を定めなければならないこととされている。

イ 公定規格等の改正に関する申し出の調査

業者等関係者からの要望に対して技術的助言を行い、公定規格等の改正に関する申出書を受理するとともに、その内容を技術的に調査し、改正の適否等の意見を付して、農林水産省へ報告している。

ウ 有害成分等に係る公定規格の設定等の調査

廃棄物を利用した肥料など、含有する有害物等により植害、土壌汚染等のおそれのある肥料を 対象に、有害成分等に係る公定規格設定のための調査を行っている。

平成22年度は、ア及びウの調査の実績はなかったが、イの公定規格等の改正に関する申し出の 調査を2件実施した。

表2-3 公定規格等改正申し出処理件数

年 度 区 分	平成22年度
公定規格等改正申し出処理件数	2

(4) 大臣等確認検査

BSEのまん延防止のため、科学的な見地から安全性が確認されたものについて、製造・出荷の停止を解除している。このうち肉骨粉等について牛のせき柱等が混合しない工程で製造していることの確認検査(農林水産大臣の確認検査)、牛骨を原料とする蒸製骨粉等及び牛以外の肉骨粉等の製造条件に合致していることの確認検査(FAMIC理事長の確認検査)を行っている。

平成22年度は、大臣確認検査2件、理事長確認検査39件を実施した。

表2-4 大臣等確認検査実績

年 区 分	度 平成22年度
大臣確認検査件数 (注1)	2
理事長確認検査件数(注2)	3 9

注1 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」 (平成16年2月26日付け農林水産省消費・安全局長通知)に基づくもの

注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け農林 水産省生産局長・水産庁長官連名通知)に基づくもの

(5) 標準試料の作成及び配布

肥料分析の正確性及び精度の維持向上を図るため、標準試料を作成し、肥料生産業者、分析機関 へ配布を行っている。

平成22年度は、87本の標準試料を配布した。

表2-5 標準試料の配布本数

試料	 名	年 度	平成22年度
A	試	料(高度化成肥料)	2 5
В	試	料(普通化成肥料)	1 2
С	試	料(汚泥発酵肥料)	5 0

3 農薬関係業務

(1) 農薬の登録検査

農林水産大臣の指示に基づき、申請者から提出された申請書や各種試験成績について、薬効・薬害のほか、厚生労働省が食品安全委員会の毒性評価結果に基づいて定める残留農薬基準及び環境省が定める登録保留基準に抵触しないかなど、人畜や環境への安全性の面から、適用範囲、使用方法及び使用上の注意等を審査するとともに、見本品の品質の検査を行い、検査結果を農林水産大臣に報告している。

ア 平成22年度の検査状況

平成22年度に検査を終了したものは表3-1のとおりであった。 この他、1, 125件の農薬について再登録に係る検査を行った。

表3-1 農薬登録検査終了件数

分類	指示件数(注1) (当年度+継続分)	検査終了件数
基準必要(注2)	513	82
上記以外	2, 150	1, 433

注1 指示件数:前年度から検査を継続し、平成22年4月1日時点での検査未了農薬を含む。

注2 基準必要:農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに 掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬

イ 登録検査に係る検討会の開催状況

登録検査における微生物農薬の評価及び農薬の使用時に係る安全性の評価をより適切に進めるため、学識経験者から技術的助言を得る場として、「微生物農薬検討会」及び「農薬使用時安全性検討会」を設置している。平成22年度においては、農薬使用時安全性検討会を1回開催した。なお、微生物農薬検討会は、新規微生物農薬の登録申請がなく、開催されなかった。

(2) 農薬GLP制度に基づく査察

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績のうち、毒性に関わる試験成績に関する信頼性を一層確実にするために、昭和59年からGLP(Good Laboratory Practice)に係る制度が設けられている。GLP制度とは、試験成績の信頼性を確保することを目的とした試験施設に対する監査制度で、試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管に対する査察を行っている。査察の対象とする試験範囲は、以下の62項目である。

- ・ 毒性試験(急性毒性、慢性毒性、発がん性など)【毒性】 ・・・・・・32項目
- ・ 物理的化学的性状試験(蒸気圧、溶解度、土壌吸着など)【物化性】 ・・・15項目
- ・ 水産動植物への影響試験(魚類、ミジンコ類、藻類)【水生】 ・・・・・10項目
- ・ 生体内等運命試験(動物、植物、土壌、水)【運命】 ・・・・・・・・ 4項目
- ・ 農作物への残留性試験(乳汁への移行試験を除く)【作残】 ・・・・・・ 1項目

平成22年度における試験施設への査察は、農林水産省からの要請に基づき、農林水産省に申請のあった23試験施設について実施した。

表3-2 GLP查察件数

查察実施試験施設数									
施設数	項目内訳								
	毒性	物化性	水生	運命	作残				
23	6	8	6	2	9				

(3) 農薬の立入検査

農林水産大臣の指示により、農薬製造者、販売者、その他農薬使用者に立入り、農薬のラベルや 農薬の製造に関する帳簿等の検査を行うとともに、集取した農薬について品質、表示等の検査を行 い、農薬の品質の適正化及びその安全性確保、無登録農薬や品質不良農薬の流通の防止を図ってい る。

平成22年度においては、農林水産大臣指示のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に24府県下の延べ77製造場について立入検査を実施し、農薬の製造及び品質管理状況、法令事項の遵守項目等の検査を行うとともに、22点の農薬を集取し、品質、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行った。

表3-3 製造場に対する立入検査状況 (平成22年4月~平成23年3月)

立入検査実施都道府県数	立入検査件数	集取農薬数
2 4	7 7	2 2

(4) 農薬登録検査に係る関連業務

中期目標に挙げられている新たに見込まれる事項等について、農林水産省からの要請に基づき、表3-4の業務に対応した。

表3-4 農薬登録検査に係る関連業務の実施状況

表3-4 農薬登録検査に係る	関連業務の美施状況
要請内容	取組内容
平成18年5月から導入され	残留農薬基準のポジティブリスト化に伴い生ずる事項の技術的検討と
た残留農薬基準のポジティ	して、稲の子実(籾米及び玄米の両方)を飼料とする飼料用米の生産拡
ブリスト化に伴い生ずる事	大に向けた各種の支援策が平成20年度から講じられていることを受け、
項の技術的検討	平成22年度においては、農林水産省からの依頼により、以下について試
	験設計等に関する技術的支援及び試験結果の検討において助言を行っ
	た。
	a 稲を対象作物とする登録農薬に関する作物残留性試験結果等の情報
	提供
	b 平成21年度に作成した畜産物中の推定残留値の算出シートの改訂
	c 農林水産省が行う委託等調査事業(知見の不足する農薬に係る、a)
	籾米への農薬残留調査、b)家畜への移行試験、c)農薬の急性参照用
	量に関する作物残留性試験、d)作物グループ化)に係る技術的支援
	また、水田に使用できる農薬のうち、魚介類に関する残留農薬基準値
	の設定が必要な農薬について、平成22年度は、18農薬において評価資料
	の検査を行い、検査結果を、農林水産省に報告した。
	その他関連して、稲発酵粗飼料及び籾米に関する有害物質の指導基準
	等の作成に関する検討として、下記について対応した。
	a 飼料の指導基準設定の根拠となる作物残留試験の提供及び内容の妥
	当性チェック
	b 飼料用米の生産・給与技術マニュアルに掲載される農薬に関する作
	物残留試験のチェック
	c WCSマニュアルに追加できる農薬の選定作業の支援
生産量の少ない農作物への	生産量の少ない農作物への農薬登録の促進のため、登録に必要な作物
農薬登録の促進	残留試験及び薬効・薬害試験について、試験設計の審査及び助言等を行
	った(審査9件、助言3件)。
家畜代謝・家畜残留試験ガ	OECDテストガイドラインについて精査を行うとともに、我が国への導
イドラインの導入に伴い生	入の可能性を検討した。また家畜関係の試験を要求項目とする農林水産
じる事項の技術的検討	省農産園芸局長通知・課長通知の改正案の検討等を行った。
作物残留試験の例数改正等	試験例数の増加に伴う登録申請者の負担を軽減する観点から、作物残
に伴い生じる事項の技術的	留、作物の形態等の関係を解析して、登録における作物のグループ化の
検討	可能性を検討した。
果実用の防虫防菌袋中の農	りんごに使用される果実袋中の農薬について同定を行った。
薬の分析	

(参考1) 平成22農薬年度における農薬登録の概要取りまとめ

1 農薬登録の概要

平成22農薬年度(平成21年10月1日~平成22年9月30日)に登録された農薬は2,893件で、その内訳は新規登録315件、再登録1,283件、現に登録を受けている農薬についての事項変更登録(適用拡大等)1,295件であった。前農薬年度に比べると、新規登録は増加したが、事項変更登録及び再登録は同程度であった。

新規登録された化合物は12(殺虫剤5、殺菌剤1、除草剤6)であり、これらの新規化合物を含む農薬は37種類(殺虫剤7、殺菌剤2、殺虫殺菌剤6、除草剤22)、47銘柄が登録された。既登録化合物(生物農薬を含む。以下同じ。)の農薬は222種類(殺虫剤48、殺菌剤42、殺虫殺菌剤28、除草剤88、農薬肥料5、植物成長調整剤1、その他10)、268銘柄が新たに登録された。これら222種類の農薬を既登録剤と同一剤型であるかどうか等の観点から類別すると、新剤型16種類、新混合剤49種類、新製剤34種類、既製剤123種類であった。

新規登録された農薬の銘柄ごとの用途別件数は、殺虫剤 6 7件(2 1 . 3 %)、殺菌剤 5 1 件(1 6 . 2 %)、殺虫殺菌剤 4 2 件(1 3 . 3 %)、除草剤 1 3 5 件(4 2 . 9 %)、農薬肥料 8 件(2 . 5 %)、殺そ剤 1 件(0 . 3 %)、植物成長調整剤 1 件(0 . 3 %)、その他 1 0 件(3 . 2 %)であった。(表 3 - 5 及び表 3 - 6 参照)

表3-5 農薬年度別登録件数

農薬年度	18	19	20	21	22
種類	10	10	20	21	22
新規登録	242 (100.0)	223 (100.0)	239 (100.0)	217 (100.0)	315 (100.0)
殺虫剤	50 (20.7)	69 (30.9)	49 (20. 5)	47 (21.7)	67 (21.3)
殺菌剤	49 (20. 2)	50 (22.4)	40 (16.7)	36 (16. 6)	51 (16. 2)
殺虫殺菌剤	32 (13.2)	29 (13.0)	43 (18. 0)	26 (12.0)	42 (13.3)
除草剤	102 (42.1)	66 (29.6)	96 (40.2)	93 (42.8)	135 (42.9)
農薬肥料	6 (2.5)	2 (0.9)	7 (2.9)	4 (1.8)	8 (2.5)
殺そ剤	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)
植物成長調整剤	1 (0.4)	4 (1.8)	0 (0.0)	6 (2.8)	1 (0.3)
その他	2 (0.8)	3 (1.3)	4 (1.7)	5 (2.3)	10 (3.2)
再登録	1, 260	1, 236	1, 211	1, 285	1, 283
計	1, 502	1, 459	1, 450	1, 502	1, 598
登録事項変更登録	2, 142	1,817	1, 366	1, 307	1, 295

注: 平成22年9月末日現在 有効登録件数4,516件

- ・平成20、21、22農薬年度の3ケ年合計が上記有効登録件数と異なるのは、3ケ年の登録有効期間中に 製造廃止された農薬があることによる。
- ・()内は、新規登録されたそれぞれの製剤の割合(%)を示す(小数第二位を四捨五入)。

A 含有する有効成分数別登録件数

(銘柄数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長 調整剤	その他	計
単剤	58	33	0	36	6	1	4	138
2種混合剤	9	17	22	47	2	0	6	103
3種混合剤	0	1	15	35	0	0	0	51
4種混合剤	0	0	3	16	0	0	1	20
5種混合剤	0	0	2	1	0	0	0	3
計	67	51	42	135	8	1	11	315

B 類別登録件数 (種類数)

区分	殺虫剤	殺菌剤	殺虫殺菌剤	除草剤	農薬肥料	植物成長 調整剤	その他	計
新規化合物	7	2	6	22	0	0	0	37
新剤型	2	4	4	5	1	0	0	16
新混合剤	5	12	14	17	1	0	0	49
新製剤	10	8	1	9	0	1	5	34
既製剤	31	18	9	57	3	0	5	123
計	55	44	34	110	5	1	10	259

注:新 剤 型;有効成分が既に登録を受けている農薬の有効成分と同一で、剤型が既登録剤と異なる製剤。

新混合剤;既に登録を受けている農薬の有効成分を新たな組合せで、2種類以上混合した製剤。

新 製 剤;有効成分が既に登録を受けている農薬の有効成分と同一で、かつ剤型も同一であるが、有効成

分含有量が既登録剤と異なる製剤。(「種類名」は既登録剤と同一となる。)

既製剤;既に登録を受けている農薬と有効成分、その成分含有量及び剤型が同一である製剤。

2 新規化合物の登録

平成 2 2 農薬年度には 1 2 種類の新規化合物が登録された。これらの新規化合物の種類、有効成分の化学名等は表 3-7 のとおりである。

表3-7 平成22農薬年度に登録された新規化合物

区分	種類名	農薬名	新規化合物 の化学名	会社名	登録年月日	剤型 (有効成分)	適用内容
殺	チャハ゛ラアフ゛	チャハ゛ラ	チャハ゛ラアフ゛ラコハ゛チ	住化テクノ	H21. 12. 16	剤	野菜類(施設栽
虫	ラコハ゛チ					(100頭/10ml)	培)(アブラムシ類)
剤	イミシアホス	ママキック粒剤	$0 - x + y = S - 7^\circ \text{ pt}^\circ y = (E) - [2 - 1]$	アク゛ロ カネショ	H22.1.18	粒剤	だいこん(ネグサ
			(シアノイミノ) -3-エチルイミタ゛ソ゛リシ゛	ウ		(1.5%)	レセンチュウ)、他
			ンー1ーイル] ホスホノチオアート				
	レヒ。メクチン	アニキ乳剤	レヒ [°] メクチンL. A3:	三井化学で	H22.5.19	乳剤	みかん(チャノキイロ
	(2成分)		(10E, 14E, 16E, 22Z) - (1	グロ		(0. 15%+0. 85%)	アザミウマ、他)、他
			R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 12				
			R, 13S, 20R, 21R, 24S) -2				
			1,24-ジヒドロキシ-12-[(2				
			Z)-2-メトキシイミノ-2-フェニルアセ				
			トキシ]-5', 6', 11, 13, 22-				
			へ。ンタメチルー3, 7, 19ートリオキサテ				
			トラシクロ[15.6.1.1 ^{4,8} .0 ^{20,2}				
			4] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-				
			テトラエンー6ースヒ゜ロー2'ーテトラヒ				
			ト゛ロヒ゜ランー2ーオン				
			レヒ [°] メクチンL. A4:				
			(10E, 14E, 16E, 22Z) - (1				
			R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 12				
			R, 13S, 20R, 21R, 24S)-6'				
			ーエチルー21,24ーシ゛ヒト゛ロキシー1				
			2-[(2Z)-2-メトキシイミノ-2-フ				
			ェニルアセトキシ]-5', 11, 13, 22				
			-テトラメチル-3, 7, 19-トリオキサテ				
			トラシクロ[15.6.1.1 ^{4,8} .0 ^{20,2}				
			4] ペンタコサー10, 14, 16, 22-				
			テトラエンー6ースヒ゜ロー2'ーテトラヒ				
			ト゛ロヒ゜ ランー2ーオン				
	イント゛キサカル	トルネート゛エース	$x \neq N = (S) - N - [7 - 2pp - 2, 3,$	テ゛ュホ°ン	H22.8.10	水和剤	キャベツ(コナ
	ブ゛	DF	4a, 5-テトラヒト゛ロー4a- (メトキシ			(5.0%)	ガ、他)、他
			カルホ [*] ニル) インテ [*] ノ[1,2-e]				
			[1, 3, 4] オキサシ゛アシ゛ンー2ーイル				
			カルホ゛ニル] -4' -(トリフルオロメトキ				
			シ)カルハ゛ニラート)				

区分	種類名	農薬名	新規化合物 の化学名	会社名	登録年月日	剤型 (有効成分)	適用内容
殺	イソチアニル	ルーチン粒剤	3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チア	ハ゛イエルクロッフ゜	H22. 5. 19	粒剤	稲(箱育苗)
菌			ソ゛ールー5ーカルホ゛キサニリト゛	サイエンス		(3.0%)	(いもち病、他)
剤							
除	メコフ゜ロッフ゜ P	シャルウィート゛Pr	(R)-2-(4-クロロ-o-トリルオキ	日本カーリット	H21. 10. 23	水和剤	樹木等(一年生
草	イソフ゜ロヒ゜ルア	o顆粒水和	シ) プロピオン酸イソプロピルアミ			(5.0%+イソウロン25.	雑草、他)
剤	ジ塩	剤	ン塩			0%+グリホサートイソフ°	
						ロピルアミン塩40.0	
						%)	
	MDBAカリウム	タ゛フ゛ルクラッチ	2-メトキシ-3, 6-ジクロロ安息	シンシ゛ェンタ	H22. 1. 12	液剤	樹木等(一年生
	塩	液剤	香酸カリウム	シ゛ャハ゜ン		(25.0%+グリホサート	雑草、他)
						カリウム塩25.0%)	
	テフリルトリオ	マイティーワン1キ	2-[2-クロロー4メシルー3-[(テトラ	ハ゛イエルクロッフ゜	H22. 2. 18	粒剤	移植水稲(水田
	ン	□粒剤	ヒト゛ロフランー2ーイルメトキシ)メチル]	サイエンス		(3.0%)	一年生雑草(イネ
			へ゛ンソ゛イル]シクロヘキサン-1,3-				科雑草を除
			シ゛オン				く)、他)
	メソトリオン	カリスト	2-(4-メシル-2-ニトロヘンソーイ	シンシ゛ェンタ	H22. 5. 19	水和剤	とうもろこ
			ル)シクロヘキサン-1,3-シ゛オン	シ゛ャハ゜ン		(9. 1%)	し(一年生雑
							草、他)、他
	フ゜ロスルホカル	ホ ゙ クサー	S-ベンジル=ジプロピルチオカル	シンシ゛ェンタ	H22.8.10	乳剤	小麦(秋播)
	ブ゛		ハ゛マート	シ゛ャハ゜ン		(78.4%)	(一年生雑
							草)、他
	シ゛メテナミト゛	フィールト゛スター	(S) -2-クロロ-N-(2, 4-ジメチ	BASFシ゛ャハ゜	H22.8.10	乳剤	キャベツ(一
	P	P乳剤	ルー3ーチエニル)-N-(2-メトキシー1	ン		(64.0%)	年生雑草(アカ
			ーメチルエチル) アセトアミト゛				ザ科・アブラナ
							科・タテ゛科を
							除く)、他

(参考2) 農薬行政の動き

1 農薬登録制度の改善に向けた取組

国際的な動向を十分に把握し、科学的な情報に基づきリスクの程度を考慮して、農薬登録制度の 改善を進めるため、農林水産省は「農薬登録制度に関する懇談会」を設置している。この懇談会に おける議論を踏まえ、平成20年3月31日付け通知改正により、民間試験機関で実施された薬効 薬害試験成績の受入と作物残留試験へのGLP制度の導入が措置された。また、作物残留試験の例 数は生産量に応じて1作物について6例以上とすることとなり、正式な通知化の作業が行われてい る。

平成22年度においては、平成21年度に開催された懇談会における自給飼料作物の農薬登録検査基準の見直し及び家畜代謝・残留試験ガイドラインの導入に関する議論における、①我が国における家畜への給与実態を考慮して飼料用作物の範囲を拡大すること、②作物残留試験の例数は食用作物と同様に生産量に応じたものとすること、③家畜代謝試験及び家畜残留試験はGLP制度の適用対象とすることなどの決定を踏まえ、正式な通知化の作業が進められている。

2 農薬の適正使用

最近、問題視されている花粉交配用みつばちの減少については、原因は特定されていないものの、 農薬も原因のひとつに挙げられていることから、養蜂関係者や農薬使用者等の間で、農薬散布予定 日や使用農薬の種類等について事前に情報交換を行う等、これまで以上に関係者の連携について取 組を強化するように指導している。

なお、農林水産省では、花粉交配用みつばちの安定供給を確保するため、関係情報の収集及び共 有、対策の決定及びその推進に当たり対応チームを設置し、関係部局の連絡を密にするとともに、 みつばちの大量死に係る原因究明に向けた調査研究が21年度より引き続き実施されている。

3 飼料自給率の向上に対応した取組

飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、稲わらの利用拡大並びに稲発酵粗飼料、飼料米の生産及び利用の拡大の取組が国を挙げて推進されている。これらの飼料を給与した家畜及び家畜由来の畜産物の安全を確保するためには、農薬の残留実態を考慮した稲わら等における残留農薬基準の設定、我が国の飼料の給与実態を踏まえた食品衛生法に基づく畜産物の残留農薬基準の設定等が必要である。

このため、平成21年1月29日、「飼料の有害物質の指導基準の一部改正について」及び「飼料として利用される稲に対する農薬使用について」が発出されたところであり、さらに平成21年4月20日、「飼料として使用する籾米への農薬の使用について」が発出され、併せて「多収米栽培マニュアル」も作成された。また、こうした施策の動きを踏まえ、上記1のとおり農薬登録検査基準の見直し等が検討され、正式な通知化の作業が進められている。

4 農薬の販売の禁止を定める省令等の改正

平成21年5月、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、残留性有機汚染物質として新たに9種類の化学物質が指定された。これを受け、農薬に関する国内担保法令である農薬取締法に基づく「農薬の販売の禁止を定める省令」において指定する農薬に、農薬用途に関連する5物質を追加するため、省令の一部改正が行われた。また、WHOにおけるダイオキシン類の毒性等価係数の一部見直しに伴い、「農薬中に含まれるダイオキシン類の検査方法を定める告示」の一部が改正された。いずれも平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行された。

4 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料安全法に基づく立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等への立入検査を行い、飼料等の収去を行っている。 立入検査した際に収去した飼料及び飼料添加物については分析・鑑定を行い、その結果を農林水 産大臣に報告している。分析・鑑定結果の概要は、農林水産大臣が公表している。

また、立入検査及び分析・鑑定の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に 基づき出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っている。

ア 立入検査の内容

製造現場において飼料及び飼料添加物、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造 工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施している。

イ 収去品の分析・鑑定

収去した飼料等について、有害物質が指導基準以下であるか否か、飼料添加物が適正に添加されているか等について分析を行っている。また、肉骨粉の混入の有無等を確認するために鑑定を行っている。

平成22年度は、613事業場に立入検査を実施し、853点の飼料等を収去した。検査の結果、6点が不合格であった。

表4-1 立入検査及び収去品の検査成績

年 度 区 分	平成22年度
検 査 箇 所 数	6 1 3
収 去 件 数	8 5 3
うち不合格件数(不合格率(%))	6 (0. 7)
分析成分点数	6, 245

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(2) ペットフード安全法に基づく立入検査

ペットフード安全法に基づく立入検査等については、平成21年12月から、農林水産大臣の指示に基づき、製造事業場等へ立入検査を行い、愛玩動物用飼料等の集取を行っている。

立入検査した際に集取した愛玩動物用飼料及びその原料については分析を行い、その結果を農林水産大臣に報告している。分析結果の概要は、農林水産大臣が公表している。

また、立入検査及び分析の結果、違反等が認められた場合には、農林水産省からの指示に基づき 出荷停止、回収、改善措置等の技術的助言を行っている。

ア 立入検査の内容

製造現場において愛玩動物用飼料及びその原料、業務に関する帳簿・書類、その他の物件により、製造工程の確認、表示票検査、入荷経緯等に関する検査を実施している。

イ 集取品の分析

集取した愛玩動物用飼料について、規格に適合しているか等について分析を行っている。

平成22年度は、59事業場に対して立入検査を実施し、40点の愛玩動物用飼料を集取した。

表4-2 立入検査及び集取品の検査成績

年 度 区 分	平成22年度
検 査 箇 所 数	5 9
集 取 件 数	4 0
うち不合格件数(不合格率(%))	0
分析成分点数	1 6 0

注 分析成分点数は安全性試験に係るもの。

(3) 特定添加物の検定に関する業務

飼料安全法において、特定添加物 [飼料添加物に指定されている抗生物質製剤:18種類] については検定を受け、これに合格したことを示す合格証紙が付されているもの、あるいは登録特定飼料等製造業者が製造したものであることを示す表示を付したものでなければ販売してはならないとされている。

ア 特定添加物の検定及び表示に関する業務

特定添加物の製造業者及び輸入業者からの申請に基づき、特定添加物の製造又は輸入ロット毎に試験品の採取、試験及び合格証紙の貼付等の検定業務を行っている。

平成22年度は、特定添加物の検定を194件実施した。

表4-3 特定添加物の検定実績

年 度 区 分	平成22年度
特定添加物の検定件数	194

イ 特定飼料等製造業者に対する調査

特定飼料等(インド産落花生の油かす及び特定添加物)の製造業者の事業場において、特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法、検査のための組織等が農林水産省令で定める基準等に適合していることを確認するための調査を実施している。

平成22年度は、申請に対する調査を1件実施した。

(4) 登録検定機関が行う検定に関する技術上の指導

登録検定機関(公定規格の登録検定機関)に対して分析技術の維持・向上を図るための共通試料を用いた試験を実施し、登録検定機関の技術水準の確認及び必要な技術指導を行っている。

平成22年度は、登録検定機関の技術水準の確認試験を7機関13事業所に対して実施した。試験の結果、技術的指導を4件実施した。

表4-4 登録検定機関に対する確認試験数

年度区分	平成22年度
登録検定機関確認試験数(うち指導件数)	1 3 (4)

(5) 「製造業者専用」表示の承認に係る検査

飼料又は飼料添加物を製造業者のみに販売する場合には、農林水産大臣の承認を受けて「製造業者専用」の文字を表示し、表示の基準に定める表示事項の一部を省略することができることとなっており、この承認に係る検査を実施している。

平成22年度は、「製造業者専用」表示の承認に係る検査を200件実施した。

表4-5 「製造業者専用」表示の承認に係る検査件数

区分	年 度	平成22年度
検 査 件	数	200

(6) 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査等

ア 飼料添加物に指定されているものについて、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行っている。

平成22年度は、飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査について農林水産省からの要請はなかった。

イ 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準」(昭和63年7月29日付け63畜A第3039号農林水産省畜産局長・水産庁長官通知)の適用対象試験に対する飼料添加物GLP査察を実施している。

平成22年度は、飼料添加物GLP査察の実績はなかった。

(7) 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査

「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する事業場について、ガイドラインへの適合状況の確認検査を行っている。

平成22年度は、配合飼料等製造事業場35ヵ所に対して抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査を実施した。

表4-6 抗菌性GMPガイドラインに基づく確認検査件数

年度区分	平成22年度
配合飼料事業場	2 6
飼料添加物事業場	9

(8) 大臣等確認検査

BSE発生防止等のため、①チキンミール、フェザーミール、豚血粉、魚粉、豚肉骨粉、原料混合肉骨粉等の製造事業場において、これら以外のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、②ゼラチン、コラーゲンの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査、③動物性油脂の製造事業場において、牛のせき柱が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査、④輸入魚粉等の輸入先の製造事業場において、他のたん白質が混入しない製造工程で製造されたことについての確認検査及び⑤肉骨粉等を原料とするペットフードの製造事業場において、農林水産省が規定する条件で製造されたことについての確認検査を行っている。

平成22年度は、①~④の農林水産大臣の確認検査464件、⑤のFAMIC理事長の確認検査6件を実施した。

表4-7 大臣等確認検査数

年 度 区 分	平成22年度
大臣確認検査(注1)	4 6 4
理事長確認検査(注2)	6

- 注1 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」(平成17年3月11日付け農林水産省消費・安全局長通知) に基づくもの
- 注2 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け農林 水産省生産局長・水産庁長官連名通知)に基づくもの

(9) モニタリング検査

飼料又は飼料添加物中の抗菌性飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査等を実施している。

平成22年度は、表4-8のとおりモニタリング検査を実施した。

表4-8 モニタリング検査成分点数

年 度 区 分	平成22年度
飼料及び飼料添加物中の飼料添加物の基準・規格適合検査	2 5 1
飼料中の農薬、かび毒、有害金属等の有害物質の基準適合検査	70,457
飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査	3 2 6
飼料中の肉骨粉等の分析・鑑定	1, 281

(10) 飼料及び飼料添加物の検査分析法の開発等

飼料及び飼料添加物の検査技術を向上させるため分析法の開発、改良を行うとともに、飼料等の 分析法について、国際基準との比較検討を実施している。

平成22年度は、11課題について分析法の開発を行った。

表4-9 開発実績

年 度 区 分	平成22年度
分析法の開発の課題数	1 1
うち愛玩動物用飼料の課題数	6

(11) 標準製剤等の配布

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を 行っている。また、飼料及び飼料添加物の製造事業場における品質管理等に資するため同常用標準 品を配布している。

平成22年度は、405本の標準製剤を配布した。

表4-10 標準製剤配布本数

年 度 区 分	平成22年度
標準製剤配布本数	4 0 5

5 土壌改良資材関係業務

(1) 土壌改良資材の立入検査

農林水産大臣の指示に基づき、製造工場等へ立入検査を行い、土壌改良資材の品質表示について の指導及び土壌改良資材の集取を行っている。

集取品については本部において試験を実施し、品質表示内容の適合性を判定して、その結果について立入検査結果と併せて被検査者へ文書で講評を行っている。講評の際、必要に応じて改善について指導を行い、表示の適正化を図っている。

ア 立入検査の内容

土壌改良資材、その原料、業務に関する帳簿書類等により、製造工程の確認、正味量検査、品質表示に関する検査等を実施している。

イ 集取品の検査・講評

立入検査をした際に集取した土壌改良資材が品質基準に適合しているか、また、有機物の含有量等が表示された値どおりであるか否か等について試験を実施している。

平成22年度は、33事業場に立入検査を実施し、29点の土壌改良資材を集取し、検査の結果、10点が不合格であった。

表5 立入検査の実績

年 度 区 分	平成22年度
立入検査事業場数	3 3
集取点数	2 9
うち不合格点数(不合格率%)	10(34.5)
分析成分点数	4 9
現地指導件数	1 5

6 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務

(1) 食品表示の監視

原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか、各種の成分分析、DNA分析、 微量元素分析、安定同位体比分析等の科学的手法を用いて、原産地判別検査や遺伝子組換えの表示 対象食品の分析検査等の食品表示の真正性の検査を、毎事業年度6,000件以上実施している。

また、遺伝子組換えの表示対象食品にあっては、検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものについては、分別生産流通管理(IPハンドリング)が適正に行われているかどうか製造業者等への調査(以下「IP調査」という。)を行っている。

さらに、消費者の関心の高い品目については、農林水産省と連携して、重点的に検査を実施している。

平成22年度は、食品表示の真正性の検査を、合計6,062件実施した(表6-1)。

検査の結果、偽装等不適正表示の可能性が認められたもの(生鮮食品49件、加工食品79件) について、農林水産省に報告した。また、軽微な不適正表示が認められたもの(加工食品97件) については、製造業者等に対して文書による是正指導を行った。

表 1 英語教// 英語性 2 恢复 1 数				
区分	検査件数	農林水産省報告 件数	FAMICによる 指導件数	
生鮮食品	1, 123	49	_	
加工食品	4, 939	79	97	
計	6, 062	128	97	

表6-1 食品表示の真正性の検査件数

主な検査結果は、以下のとおりである。

ア 食品の産地表示に関する検査

産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して1,289件実施した(表6-2)。

検査の結果、不適正な産地表示の可能性が認められたもの等(生鮮食品48件、加工食品27件)について農林水産省に報告した。

イ 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査

製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して603件実施した(表6-3)。

検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもの等164件のうち、IP調査を144件行った。IP調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。

なお、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるもののうち、FAMICがIP調査を行わなかったものについては、別途農林水産省が行った産地表示の調査等において確認されている。

ウ 消費者の関心の高い品目に対する重点的な検査

農林水産省と協議して消費者の関心の高い品目を選定し、農林水産省と連携し、または FAMICが独自で計4回の重点的な検査を実施した(表6-4)。

表6-2 食品の原産地表示(原料原産地表示含む)に関する検査件数(表6-1の内数)

	品目	検査件数
生鮮食品	黒大豆	41
	ネギ	70
	ニンニク	71
	タマネギ	58
	カボチャ	40
	さといも	58
	マグロ	300
	アサリ	50
	シジミ	73
加工食品	乾しいたけ	126
	梅漬物	28
	野菜冷凍食品(さといも)	12
	アジ・サバ加工品	142
	うなぎ加工品	40
	マダコ	28
	塩蔵わかめ	101
	コンブ	51
	計	1, 289

表6-3 遺伝子組換え食品の検査結果(表6-1の内数)

品目		確認検査件数	I P調査実施件数
生鮮食品	大豆等	40	0
加工食品 大豆加工品		529	132
	とうもろこし加工品	34	12
	計	603	144

表6-4 消費者の関心の高い品目に対する重点的な検査件数(表6-1の内数)

調査区分	調査内容	検査件数
農林水産省等と 連携して行った調査	大豆等加工食品(豆腐)の表示等に関する特別調査	200件
理携して行うだ調宜	加工米飯の表示等に関する特別調査	100件
	もち米加工品の表示等に関する特別調査	200件
FAMICが独自で 行った調査	マグロ(生鮮食品)の表示等に関する重点調査	300件
計 4回		

(2) 登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督

JAS規格制度は、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格(JAS規格)に適合している製品にJASマークを表示することを認める制度である。

JAS規格の定められた農林物資が、その該当するJAS規格に適合していると判定することを「格付」といい、農林物資の製造、加工、輸入又は販売を業とする者、農林物資の生産行程、流通行程を管理又は把握する者(以下「事業者」という。)が格付を行ってJASマークを表示する仕組みは以下のとおりである。

- ① 農林物資にJASマークを表示しようとする事業者は、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに登録認定機関に認定を申請する。
- ② 申請を受けた登録認定機関は、申請者の管理体制等が認定の技術的基準に適合するかどうかについて調査し、認定を行う。
- ③ 認定を受けた事業者は、その認定に係る農林物資について JAS 規格に適合するかどうか の検査を行い、適合する場合には JAS マークを表示することができる。

ア 登録申請等に係る調査

JASマークを表示することができる事業者を認定する機関を「登録認定機関」といい、農林水産大臣の指示により、登録認定機関になるための登録及び更新申請時の調査(以下「技術上の調査」という。)を行っている。技術上の調査は、JAS法に規定されている登録の基準に合致しているかについて、国際基準(ISO/IEC17011(適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項))に準拠した手続きにより書類審査及び実地の調査を行い、その結果を農林水産大臣に報告している。

また、外国にある事業所で外国の事業者を認定する機関(登録外国認定機関)に対しても、同様に調査を行っている。(以下、登録認定機関及び登録外国認定機関を「登録認定機関等」という。)

平成22年度は、新規の登録申請1件、更新申請60件、登録内容の変更の届出355件に対応し、計416件(うち登録外国認定機関57件)の技術上の調査を実施した。

表6-5 技	耐上の調査件数

区 分	新規申請	更新申請	変更届出	計
飲食料品	0	8	36	44
林産物	0	6	11	17
畳表及び生糸	0	0	2	2
地鶏肉、有機農産物等	1	41	252	294
生産情報公表牛肉等	0	5	54	59
計	1	60	355	416

注1 平成21年度に調査の指示を受け、平成22年度に報告したものも含む。

イ 定期的調査・指導監督

登録認定機関等の認定業務が適正に行われているかを確認するため、以下により毎年1回の定期的調査を行っている。また、調査の結果、軽微な問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた機関に対しては文書により是正を求め、是正処置内容を確認している。

○事業所調査 : 登録認定機関等の事業所での書類調査及び聞き取り調査

○認定業務の立会調査:登録認定機関等が行う事業者の認定調査や認定後に行う確認調査の現

場に立会って行う調査

○JAS格付品検査 : 市販のJASマーク表示製品を科学的な方法で分析・測定し、品質、

性能等がJAS規格に適合しているかを確認するための検査

平成22年度は、登録認定機関等の定期的調査を、立会調査及び格付品検査の結果も踏まえ、127機関(147事業所)に対して実施し、調査の結果、軽微な問題点については現地で指摘を行うとともに、不適正が認められた67機関に対しては文書による是正指導を行った(表6-6)。

表6-6 登録認定機関等の定期的調査件数

ы <i>У</i>	調査実施機関数【事業所調		立会調査件数		JAS格付品 件数	品検査
区 分	查数】	是正指導		是正指導	一件级	是正指導
飲食料品	15 【 22】	5	97	9	188	0
林産物	12 【 19】	8	54	7	116	17
畳表及び生糸	4 [4]	3	6	3	5	0
地鶏肉、有機農産物等	80 [86]	48	268	24	401	16
生産情報公表牛肉等	16 [16]	3	12	0	2	0
計	127 【147】	67	437	43	712	33

注1 【 】内は、調査を実施した事業所数である。

ウ NOP基準に基づく認証機関に係る調査

平成20年5月に米国農務省は、我が国の有機JAS規格の認証の仕組が、米国で「有機」と表示するために必要な「米国国家有機計画の技術的基準」(NOP基準)に適合することを承認した。これを受け、農林水産省と協力して、我が国でNOP基準を運用するための体制整備を行い、NOP基準に基づく認証機関の調査を行っている。

農林水産省がNOP認定業務規則を制定して平成21年11月2日から認定申請の受付を開始したことに伴い、審査依頼のあった1件及び変更の届出のあった9件について審査結果を農林水産省及び依頼者へ報告した。また、NOP認証機関の初回監査として2機関(2事業所)に対し、事業所調査及び立会調査を行った。

注2 是正指導は、文書による是正指導を行った件数である。

(3) 農林物資等の立入検査等

(1)の食品表示の真正性の検査及び(2)のイの定期的調査・指導監督における調査の結果並びに 食品表示110番等に寄せられた食品表示等の疑義情報に基づく事実関係の確認を行った結果、表 示の偽装又は不正なJASマーク表示の疑いが生じた場合には、農林水産大臣の指示に基づき、製 造業者、販売業者、輸入業者等の事業者、登録認定機関及び認定事業者に対し立入検査、又は農林 水産省の要請に基づく任意調査(以下「立入検査等」という。)を実施している。

また、地方農政局等の協力要請を受けて当該機関が行う立入検査等への同行(協力調査)、農林 水産省が改善指示又は指導を行った事業者等に対する改善状況の確認調査(確認調査)も実施して いる。

平成22年度は、立入検査を18件、任意調査を48件、協力調査を20件及び確認調査を4件 実施した。

表6-7 立入検査等実施件数

区分	立入検査等合計		食品表示関係(注)		JASマーク関係(注)	
	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
立入検査	18	25	11	14	7	11
任意調査	48	101	32	71	16	30
協力調査	20	29	20	29	0	0
確認調査	4	6	3	5	1	1
計	90	161	66	119	24	42

注 食品表示関係及びJASマーク関係の欄は、立入検査等合計の内数である。

(4) JAS規格及び品質表示基準の見直し等

JAS規格は、その制定等の日から5年以内に見直しが行われることになっており、規格の制定や見直しをする場合には、消費者、生産者、学識経験者等から構成される農林物資規格調査会(JAS調査会)の議決を経なければならない。また、品質表示基準についても、必要に応じて見直しを行っている。JAS調査会では、FAMICが行った見直し対象品目に関する調査結果を踏まえて審議・検討が行われている。

平成22年度は、見直し対象とされたJAS規格20品目(69規格)(飲食料品15品目(55規格)、畳表1品目(1規格)、林産物4品目(13規格))及び品質表示基準4基準について、調査分析、消費者団体説明会、検討委員会の開催、分析手法の妥当性に係る調査分析等を行い、見直し内容の素案(意見書)等を作成し、農林水産省へ報告した。

ア JAS規格及び品質表示基準の見直しに係る調査分析

見直し対象品目に関する調査の内容は次のとおりである。

- 対象品目の製造者、消費者、実需者、流通業者等、JAS規格を利用する者に対するアンケート調査及びヒアリング調査(利用実態調査)
- 対象品目の製品の品質及び表示に関する調査(品質実態調査)
- 対象品目とコーデックス規格との整合性の調査(国際規格整合性調査)

また、JAS規格等の改正が必要と判断されるときは、改正原案を作成し消費者団体への説明会を開催するとともに、その検討を行うために、有識者、消費者、対象規格に係る業界団体及び登録認定機関等の利害関係者で構成する検討委員会を設置している。

表6-8 JAS規格び品質表示基準の見直しに係る調査の対象品目数等

			JAS規格 品目数 (規格数)				品質表示基準
				飲食料品	畳表	林産物	基準数
利用実態調査		態調査	15品目(55規格)	13 (51)	ı	2(4)	4基準
		消費者団体	6品目(40規格)	6 (40)		_	4基準
		実需者	10品目(49規格)	8 (45)	_	2(4)	_
		製造業者	15品目(55規格)	13 (51)	_	2(4)	_
		流通業者	8品目(44規格)	6 (40)	_	2(4)	_
	品質実態調査 【市販品検査件数】		10品目 (39規格) 【743件】	7 (34) 【672】	1(1) 【20】	2(4) 【51】	4基準 【585件】
	国際規格整合性調查 【市販品検査件数】		7品目(7規格) 【62件】	7 (7) 【62】	_	_	2基準 【 62件】
消費者団体説明会 【開催回数】				4基準 【 1回】			
検討委員会 (ワーキンググループ) 【開催回数】		· ·	7品目(15規格) 【 21回】				_

イ JAS規格等検査・分析手法の妥当性確認

JAS規格の見直しに当たっては、アの調査分析のほか、見直し対象規格の規格基準事項に係る測定方法の改善及び分析値の信頼性を確保するため、分析手法の妥当性確認に係る調査分析を実施している。この調査分析は、Codex、AOAC、ISO等国際的に認知されている分析手法についての文献調査及び関係検査機関等で利用されている新たな分析手法についてのヒアリング調査を行うとともに、試験室間共同試験による妥当性確認試験及び従来の分析手法と新たな分析手法の同等性確認試験を行っている。

また、学識経験者、規格品目に係る検査・分析の専門家等で構成する検討委員会を開催し、分析手法の妥当性確認試験の設計及び試験結果について検討・評価を行っている。

平成22年度は、調査分析及び検討委員会を表6-9のとおり実施した。

表6-9 調査分析及び検討委員会実施状況

	区分	品目数・分析項目数・実施回数(注)		
分析手法の調査	文献調査	2品目 5項目		
	ヒアリング調査	3品目 13回		
測定方法の確認 試験	試験室間共同試験による 妥当性確認試験	2品目 3項目		
	分析手法の同等性確認試験	1品目 1項目		
検討委員会	分析手法妥当性検討委員会	2回		

注 各検討委員会においては委員会の開催回数を、それ以外については調査品目数及び調査分析項目数 (ヒアリング調査においては調査回数)を記載している。 林産物については、計画がなかった。

ウ JAS規格等の改正案に係る説明会

JAS規格及び品質表示基準の改正案について、農林水産省が広く国民等から意見・情報を募集(パブリックコメント)した結果を受けて、都道府県、消費者団体、製造業者、業界団体等に対して説明会を行っている。

平成22年度は農林水産省が行ったJAS規格及び品質表示基準の見直しに関するパブリックコメントの募集及び募集結果に係る説明会については開催すべきものがなかった。

7 リスク管理に資するための有害物質の分析業務

食品のリスク管理を実施するためには、あらかじめどこにどのようなリスクがあるかを、科学的原則に基づいた実態調査により把握しておくことが必要である。このため、農林水産省は、有害化学物質による農林水産物や食品の汚染の実態調査(サーベイランス・モニタリング)を科学的・統一的に行うための「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」を定めている。

サーベイランス・モニタリングを行うことで、汚染物質の濃度や範囲が明らかになるとともに、食品消費データと組み合わせて人が実際にどれだけ食品から有害化学物質を摂取しているのかを推定することも可能となる。

FAMICでは、国が行う食品等のリスク管理に必要不可欠な農産物や飼料中の残留農薬、かび毒などの微量有害物質のモニタリングのための分析検査を行い、その結果を農林水産省に報告している。

平成22年度は、農産物1,872検体、飼料2,799検体、合計4,671検体について実態調査を実施し、その結果を農林水産省に報告した。

表7 リスク管理に資するための有害物質の実態調査検体数

分析対象	分析項目	検体数
農産物	残留農薬	1, 432
	かび毒 (デオキシニバレノール (DON)、ニバレノール及びゼアラレノン)	440
	計	1,872
飼料(注)	かび毒(オクラトキシンA、アフラトキシン類、ゼアラレノン及びDON)	1, 587
	有害金属(カドミウム、総ヒ素、水銀及び鉛)	630
	残留農薬	557
	ダイオキシン類	25
	計	2, 799
	合 計	4, 671

注 本表は、表 4-8 (24ページ) のうちの飼料中の有害物質の基準適合検査について、分析項目別に分析検体数を記載したものである。

8 国際関係業務

国際標準化機構(ISO)の国内審議団体として活動するとともに、農林水産省と連携し、食品等に関する国際規格、農薬登録制度に関する国際調和や農薬の国際残留基準設定のための技術的な支援等を行っている。

また、開発途上国からの技術協力要請に対し、技術専門家として職員の派遣、研修生の受入、情報提供などに対応している。

(1) ISOの国内審議団体としての活動

ISO/TC34 (国際標準化機構/食品専門委員会)、TC89/SC3 (木質パネル専門委員会/合板分科委員会)及びTC218 (木材専門委員会)では、食品、飼料等、林産物等の分析法や安全性・品質管理等に関する規格の検討が行われており、これらが国際規格として発行された場合、我が国の農林水産業・食品産業等に大きな影響を与えるものについては、我が国も投票権のあるPメンバーの地位で参加している。FAMICは国内審議団体として情報の収集、国内の意見集約等の活動を行っている。

平成22年度は、ISO/TC34、SC10 (動物用飼料分科委員会)、SC12 (官能分析分科委員会)、SC16 (分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会)、SC17 (食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会)、TC89/SC3及びTC218の国内審議団体として、各専門委員会、分科委員会等において検討されている案件について、情報収集・整理及び国内関係者への情報提供等を行い、外部有識者等からなる委員会を9回開催して国内意見を集約するとともに、国際会議に8回参加し、ISO提案規格への国内意見の反映に努めた。

表8-1 国際会議への役職員派遣回数及び国内委員会開催回数

審議団体		TC34	TC34 /SC16	TC34 /SC17	TC218	TC165 (注2)	計
国際会議	(派遣回数)	2(4)	0	4(6)	1(1)	1(2)	8回(13名)
国内委員会	(開催回数)	1	1	6	1	0	9回

注1 国際会議欄の()内は、派遣した役職員数である。(なお、この他に職員以外に専門家を派遣している場合もある。)

(2) 農薬の登録制度の国際調和、国際残留基準の設定への対応

農薬の登録制度に関する国際調和や、国際残留基準の設定などのために、経済協力開発機構 (OECD)、FAO/WHO合同国際食品規格委員会 (Codex委員会)等の国際会議に参加している。

平成22年度は、国際会議に1回参加した。

表8-2 農薬登録制度等に係る国際会議への参加実績

出席会議	開催国	出張期間	出張者
第24回0ECD-GLP作業部会	フランス共和国	H22. 5.17∼ 5.22	1名

注2 ISOでは、他の専門委員会の標準化領域とオーバーラップしている部分がある規格案について、整合的かつ重複せずに円滑に作業を進めるために、「リエゾン(liaison、連携役)」と呼ばれる委員を相互の委員会に派遣し、連携を図っている。ISO/TC165 (木質構造専門委員会)はFAMICで国内審議団体とはなっていないが、TC89/SC3及びTC218とリエゾン関係にあるため、国際会議へ平成22年度は職員を派遣した。

(3) 農林物資の品質等に関する国際食品規格 (Codex) への対応

WTO・TBT協定(世界貿易機関・貿易の技術的障害に関する協定)により、WTO加盟国は食品の国内規格を策定する際は基本的にコーデックス規格への準拠が義務付けられており、コーデックス規格が策定されると、我が国の食品規格・制度に与える影響が大きい。このため、コーデックスの分析・サンプリング法部会及びアジア地域調整部会において、国際規格に我が国の農林水産業・食品産業の実態等を反映させるため、政府出席者に対し技術的な助言を行っている。

また、農林水産省及び厚生労働省が主催する「コーデックス連絡協議会」及び財団法人食品産業センターが主催する「コーデックス対策委員会」に参加し、コーデックス委員会総会及び各部会等における食品規格の検討状況についての情報収集も行っている。

平成22年度は、コーデックス関連の国内会議に6回出席した。

表8-3 コーデックスへの対応実績

	実 績
国内会議(出席回	数) 6回

(4) 国際協力

農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの要請を受け、開発途上国等からの技術支援要請に対応するための専門家として役職員の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れ等を行っている。

平成22年度は、専門家として役職員を5回派遣するとともに、海外からの研修員の受入研修を9回実施した。

表8-4 国際協力業務に関する実績

		実 績
専門家の派遣	(派遣回数)	5回(5名)
外国人受入研修	(実施回数)	9回(42名/延べ32カ国)

(5) OIEコラボレーティング・センターとしての飼料安全に関する情報収集・発信

FAMICが平成21年5月にOIEの「飼料の安全と分析分野」におけるコラボレーティング・センターに指定されてから初めての国際会議として、「第1回OIE/FAO-APHCA共催飼料の安全性に関する地域ワークショップ」を平成22年7月に東京で開催するなど、飼料の安全や分析等の情報収集・発信の活動を行った。

表8-5 OIE関連会議への参加実績

出席会議	開催国	実 績
疫学アドホック・グループ会合	フランス	1回
O I E試験所の科学的な協力に関する アドホック・グループ会合	フランス	2回

注 上記の実績は表8-4 国際協力業務に関する実績の内数である。

9 カルタヘナ担保法関係業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第2項の農林水産大臣の指示があったときは、同条第1項の規定に基づき、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告することとなっている。また、農林水産大臣から同法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は、適切に実施することとなっている。

平成22年度においては、農林水産大臣からの同法第32条第2項の規定に基づく指示及び第31条第1項の規定に基づく検査の依頼はなかったが、農林水産省がカルタへナ法に基づく検査に使用可能な未承認遺伝子組換えパパイヤ種子の検査法を確立する過程で、当該検査法の妥当性確認のための共同試験への協力要請が農林水産省からなされた。これに対し、FAMICから3箇所が共同試験に参画し、データを提供した。これらの結果を踏まえ、農林水産省で当該種子の検査法が確立され、その内容等についてプレスリリースされるとともに、カルタへナ法に基づく検査に活用された。

10 依頼検査

都道府県や事業者等からの依頼を受けて、肥料、飼料等、土壌改良資材、農林物資(食品、林産物)の品質の検査を有料で行っている。

平成22年度は、飼料及び飼料添加物について検査依頼があり、提出された試料16点(41成分点数)の検査を実施した。

表10-1 依頼検査の検査試料数

	検 査 試 料	検査試料点数	成分点数
提出試料の検査 飼料及び飼料添加物		16	41

11 食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組

各分野の検査等業務に関する知見やノウハウの結集、検査等職員や分析機器の機動的かつ重点的な投入など、統合メリットを最大限活用し、食の安全と消費者の信頼の確保に資するための取組を 実施している。

(1) プロジェクトチームの設置

食の安全と消費者の食に対する信頼を確保する観点から、①検査・分析能力の向上、②情報提供能力の強化、③生産資材由来のリスクの低減、④食品表示等の信頼性の向上等の分野を対象に、毎事業年度2課題以上について、FAMICが有する知見やノウハウを結集し、改善・解決を図ることとしている。このため、専門技術的知見を有する職員で構成するプロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施している。

平成22年度は、プロジェクトチームを以下のとおり設置した。

表11-1 プロジェクトチーム設置実績

プロジェクト チーム名	取組の内容
前作に使用された農薬の作物残留分析等	平成19年度、20年度及び21年度に引き続き、前作に使用した農薬の残留によるリスク低減に資するためさらにデータを蓄積すること、また、農薬残留基準の国際調和を一層推進することを目的として、食品検査部門及び農薬検査部門によるプロジェクトチームを設置し、農薬検査部門が有する土壌半減期の長い農薬等に関する知見を活用して分析対象農薬を再度検討・追加し、前作農薬の残留状況及び果実の部位別の残留状況について、両部門の連携のもと効率的かつ効果的な検査分析を実施した。
一体的分析試験業務実施体制及び検査・分析能力向上のための研修のあり方検討	試験業務の管理の仕組みを平準化し、効果的な精度管理や体系的な人材育成に係る研修のあり方等を検討するため、平成21年度に設置したプロジェクトチームの検討結果を踏まえて引き続き検討を行い、今後、品質システム委員会(仮称)を設置することや、精度管理に係る統一的な考え方を策定すること、各種研修について職員の技術レベルと必要な人材育成の観点から体系的に整理すること等の結論を得た。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による原発事故に伴う放射能汚染の広がりの中で、農畜産物の安全性を確保することを目的として、以下のプロジェクトチームを緊急的に立ち上げた。

表11-2 プロジェクトチーム概要

プロジェクト チーム名	取組の内容
東京電力福島第一 原子力発電所の事 故に伴う国産飼料 等安全確認緊急 検査	周辺地域で生産された飼料等の放射性物質の検査を早急に実施するため、 飼料部門と食品部門が連携して、緊急モニタリング調査を行う体制を整備 した。

(2) 緊急時の対応

食品等について、品質又は表示が適正でないものが販売され、又は販売されるおそれがあり、これを放置しては消費者の利益を著しく害すると認められる場合において、消費者の利益を保護するため、必要な調査、分析又は検査を実施するよう農林水産大臣から緊急の要請があったときは、FAMICの総力を挙げて検査を迅速かつ効果的に実施し、被害のまん延防止及び原因の特定に努めることとしている。

平成22年度は、緊急の対応について農林水産大臣の要請はなかった。

12 情報提供業務

食品及び農薬・肥料・飼料等の農業生産資材の品質や安全性、表示等に関する情報、科学的知見、 各種制度や検査結果など、生産者、事業者、消費者の関心の高い情報を、分かりやすく一元的に提供している。

(1) ホームページ、メールマガジン、広報誌

ホームページでは、食の安全と消費者の信頼確保に資する観点から、FAMICが行う業務内容・公表事項、食品や農業生産資材に関する情報などを、科学的な視点で分かりやすく解説し、タイムリーに提供している。また、インターネットを通じた消費者等の意見交換の場として「電子フォーラム」を開催している。

メールマガジンでは、行政機関等の記者発表資料、行事や研修会等の開催案内、その時々の食の 安全に関わる話題などの情報を掲載し、月3回以上配信している。

また、広報誌として「新・大きな目小さな目」を年6回発行している。

平成22年度は、各種媒体を用いた情報提供を表12-1のとおり実施した。

表12-1 各種媒体による情報提供の実績

媒体	主な掲載情報	実 績
ホームページ	・肥料、飼料等の申請等の案内・肥料、土壌改良資材、飼料等の検査結果等・農薬登録情報・食品表示、JAS規格に関する情報・検査・分析技術の情報	更新回数 242回 アクセス回数 679, 758回
	・電子フォーラム	開催回数 3回
メールマガジン	・行政機関等の記者発表資料・行事や研修会等の開催案内・その時々の話題	配信回数 48回 延べ配信数 273, 933通
広報誌	・生産資材や食品に関する科学的な知識やFAMICの 関係業務の情報・食のQ&A、表示のQ&A・行政情報	発行回数 6回 発行部数 39,000部 (毎回 6,500部)

(2) 相談業務

事業者、消費者等から寄せられる、食品や農業生産資材の表示や品質管理等に関する相談に対応 するとともに、食品表示110番を設置して、食品表示に関する疑義情報の提供に対応している。

平成22年度は、事業者からの相談18,820件、消費者からの相談1,598件に対応した。

表12-2 事業者及び消費者からの相談受付件数

区 分	対応内容	相談受付件数
企業相談	製造事業者からの食品や肥料、飼料、農薬等の品質管理、 表示、その他技術的な相談に対応	18,820件
消費者相談	消費者からの食品等の品質や表示に関する相談に対応	
食品表示110	番 食品の表示に関する疑義情報の提供に対応	281件

(3) 講習会・研修会

消費者、地方公共団体、事業者等を対象に、食品や生産資材の安全性・品質・表示等に関するテーマで、FAMICが有する専門的知識を活用した講習会を開催するほか、地方公共団体や事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣を行っている。

平成22年度は、講習会・研修会を計48回開催した(表12-3)。

また、地方公共団体や事業者等が主催する講習会へ主催者の要請・依頼を受けて講師として役職員を193回派遣した(表12-4)。

表12-3 FAMICが主催する講習会開催実績

講習会等の名称	対象者	内 容	実施回数	参加人数		
食品品質等知見活用講習会	消費者、 地方公共団体職員、 事業者等	JAS規格等の食品等の品質 等について正しい理解を促す ための講習	11回	462名		
食品等リスク等情報 共有化講習会	消費者、 地方公共団体職員、 事業者等	食品等のリスク等の意見交換 等により情報の共有化を図る ことを目的とした講習	6回	381名		
地方公共団体職員等研修	地方公共団体職員等	農林水産省における消費者行 政、食品等の一般知識、食品 等の検査分析技術等に関する 研修	7回	150名		
技術講習会	事業者等	農林物資の品質管理及び検査 分析技術並びに品質に関する 表示に関する講習	9回	592名		
飼料製造管理者資格 取得講習会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管 理、関係法令等に関する講習	1回	80名		
飼料抗菌剤GMP研 修会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管 理、関係法令等に関する研修	6回	221名		
飼料有害物質混入防 止研修会	飼料等製造業者	飼料及び飼料添加物の製造管 理、関係法令等に関する研修	6回	413名		
肥料分析実務者研修	地方公共団体職員	行政職員として肥料の分析技 術を取得するための講習	2回	14名		
計 48回(参加人数 2, 313名)						

表12-4 地方公共団体、事業者団体等が主催する各種講習会への講師派遣実績

区分	派遣回数
地方公共団体、事業者等から依頼を受けた講師の派遣	193回

13 調査研究業務

肥料・飼料、農薬等の安全性や食品表示の真正性についての検査をはじめ、各種検査・分析業務を効率的かつ効果的に行っていくためには、新しい検査・分析技術の導入、開発・改良、実用化の促進が不可欠である。このため、各分野の技術や知見を結集するとともに、研究機関や大学等と連携して、新たな技術の実用化や開発・改良のための調査研究に取り組んでいる。

平成22年度は、肥料について2課題、農薬について4課題、飼料等について5課題、食品等について23課題、合計34課題の調査研究を実施した(表13-1)。

その他、肥料分析法及び飼料分析基準等の開発及び改良のための調査研究を、肥料について3課題(13成分)、飼料等について11課題(16成分)実施した(1300元)。

表13-1 調査研究課題名及び研究結果概要

	課題名	概 要
肥	汚泥肥料の連用によるカド	汚泥肥料の連用によるカドミウムの土壌への蓄積、農作物への吸収試験として、
料	ミウム等の土壌への蓄積及	ホウレンソウ及びチンゲンサイを用いて試験を実施した。さらに中期目標期間中に
	び作物への吸収試験	実施した試験について、中間報告として取りまとめた。(平成23年度継続)
	カドミウムの土壌中におけ	汚泥肥料に由来するカドミウムの土壌中における形態の変化に関する調査として、
	る形態の変化に関する調査	灰色低地土に汚泥肥料を添加して約1年間インキュベーション試験を実施した。さら
		に、中期目標期間中に実施した試験について取りまとめた。(平成22年度終了)
農	ウキクサ生長阻害試験の我	OECDテストガイドライン221号(ウキクサ生長阻害試験)について我が国への導入
薬	が国への導入の可否の検討	の可否について検証した。その結果、アオウキクサの水稲用除草剤感受性は、OECD
		試験推奨ウキクサと同等の傾向を示し、アオウキクサは、わが国における農薬の水
		生生物に対する影響を評価するための試験生物種として有用であるとの情報を得た。
		(平成22年度終了。日本雑草学会第50回大会において発表)
	作物残留性の外挿に係る検	わが国の実情に適した作物残留性の外挿法等を検討するため、根菜類(大根/カ
	討	ブ) の作物残留試験等の調査を行った。その結果、農薬濃度の減衰に影響を与える
		と思われる農薬散布から試料採取までの期間における作物の種類による重量変化の
		違い等、様々な変動要因を考慮した上で農薬の残留性に関する作物のグループ化や
		外挿法を検討していく必要性が示唆された。(平成22年度終了)
	土壌を経由した後作物への	土壌中の農薬濃度と後作物における残留濃度の関係等について検討するため、ポ
	農薬残留に関する調査研究	ット及びほ場における後作物残留性試験を実施した。その結果、高極性または低土
		壌吸着性の農薬は後作物に残留しやすいことが示唆された。
		(平成22年度終了)
	フーリエ変換赤外分光光度	液体製剤のうち水分が多いものについて、フーリエ変換赤外分光光度計(FT-IR)
	計(FT-IR)を用いた製剤分	での測定方法を検討した。その結果、水との差スペクトルを主成分分析により解析
	析方法の確立	することで農薬製剤を判別でき、本研究課題で開発したFT-IRのスペクトルを利用し
		て測定・解析する手法は、農薬の市販品と見本品の同一性を一括確認することがで
		き、評価手法としての有効性が示された。
L		(平成22年度終了)
	飼料中の動物由来たん白質	(株)森永生科学研究所と共同開発した「モリナガ加熱処理牛由来タンパク質検
		出キットVer.2」の飼料への適用の可否を検討し、動物由来たん白質検出法としての
等	加熱処理牛由来タンパク質	有用性を確認した。(平成23年度継続)
	検出キットVer.2」の検討	
	飼料中の動物由来DNA検出	PCR増幅産物の制限酵素切断によるRFLP法を用いた迅速で簡便な確認試験法を検討
	法におけるRFLPを用いた確	し、その内容が食品衛生学雑誌(第52巻第1号)に掲載された。(平成23年度継続)
	認試験法の検討	

	課題名	概 要	
餇	飼料からのサルモネラの迅	(独)農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所と共同でマルチプレッ	
料	速検出法の開発	スPCR法によるサルモネラ主要血清型迅速同定法を開発した。(平成23年度継続)	
等	自給飼料を基盤とした国産	農林水産省委託プロジェクト研究「自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価	
		値化技術の開発」の一環として、作期の異なるとうもろこし6品種を適期及び適期か	
	の開発	ら概ね1週間遅れて収穫しデオキシニバレノール、ニバレノール及びゼアラレノンを	
		測定して、西日本におけるかび毒の発生状況を調査した。(平成23年度継続)	
	麦類等のカビ毒汚染実態調	厚生労働省の「食品の安心・安全確保推進研究事業(食品汚染カビ毒の実態調査	
	查	ならびに生体毒性影響に関する研究)」に参画して、厚生労働省国立医薬品食品衛生	
		研究所と協力し、麦類20点、雑穀米20点についてT-2トキシン、HT-2トキシン及びゼ	
		アラレノンの調査を行った。(平成23年度継続)	
食	元素分析による生シイタケ		
品	の原産国判別法の開発	ての多元素濃度を誘導結合プラズマ発光分析法 (ICP-0ES)、誘導結合プラズマ質量	
等		分析法(ICP-MS)により測定し、分析した13元素で主成分分析を行った結果、原木	
		と菌床栽培品群の分布は概ね分かれており、栽培方法の分類は可能であると考えら 	
		れた。(平成23年度継続)	
	元素分析によるマツタケの		
	原産国判別法の開発	アジア産品間の分類、判別が可能か検討するため、試料の調製法を検討し、21元素	
		を測定する分析法の精度、真度を確認した。国産5件、中国産5件、韓国産4件分析し、	
		主成分分析を行った結果、国産品は群を形成する傾向が認められた。(平成23年度継ば、	
	70位まで1円)よ 四百1人口人		
	X線を利用した照射食品検		
	知法の開発〔共同研究〕	作成し、事前試験による検証を行ったところ、非照射及びガンマ線照射試料(12件)	
		の確認実験における照射判定の正解率は100%であった。また、輸入された香辛料及	
		び乾燥野菜(21件)を用いて検知試験を行ったところ、いずれの試料も非照射と判定され、問題のないことが確認され、「X線を用いた熱ルミネッセンス法による照射	
		食品検知マニュアル(暫定版) を作成した。また、日本食品衛生学会第99回学術講	
		演会等で口頭発表を行うとともに、食品衛生学雑誌(第52巻第1号)に掲載された。	
		(平成22年度終了)	
	<u></u> 畜産物の食品表示のための		
		学が開発した判別法の試験条件を変更し、変更した判別法の試験指示書を作成して17	
		試験室による試験室間共同試験を行ったところ、妥当性が確認され、本成果を基に	
		マニュアル案を作成した。(平成22年度終了)	
	元素分析によるシジミの原	日本、ロシア、中国及び韓国産のシジミの殻を試料とし、ICP-MSにより15元素の	
		 測定を行い、産地間で含有量に差のある元素を明らかにした。さらに、日本の主要	
	究〕	 産地とロシア産のシジミの判別モデルを作成し、判別率を確認したところ、日本産	
		を98%、ロシア産を71%の確率で判別することが可能であった。(平成23年度継続)	
	DNA分析によるシジミの原	(独) 水産総合研究センターが開発したヤマトシジミ(日本、ロシア、朝鮮半島)、	
	産地判別法の開発 〔共同	朝鮮半島型シジミ (ロシア、朝鮮半島)、セタシジミ (日本)、中国太湖産シジミ (中	
	研究〕	国)の判別法を基に検査・分析マニュアル案を作成し、3試験室で事前運用試験を行	
		ったところ、すべての試験室で正しく分析ができることが確認されたので、検査・	
		分析マニュアル(暫定版)を作成した。また、日本産(網走湖、天塩川、十三湖、	
		小川原湖、涸沼、荒川、木曽川、宍道湖)とロシア産シジミのミトコンドリアDNAの	
		塩基配列を解析したところ、16S rRNAにおいて茨城県(涸沼)を境として南北産地	
		で異なる塩基配列を発見した。(平成23年度継続)	

	課題名	概 要
食	塩基配列決定法による種推	魚介類122種を対象とした塩基配列の解析による種推定法(案)により2試験室間
	定の検討〔共同研究〕	の確認試験を実施し、分析法の頑健性・再現性の確認を行うとともに、その結果を
等		基に「DNAシーケンスマニュアル(暫定版)」を作成した。また、新たに30種の魚介
		類について、マニュアルによる解析が可能であることを確認した。(平成23年度継続)
	魚介類種判別法のDNA抽出	マグロ及びサケ・マス(合計20件)について、これまでセンターで作成したマニ
	法の検討	ュアルに記載されたDNA抽出法と多検体処理可能なDNA抽出法を比較検討し、多検体
		処理可能なDNA抽出法のマニュアルへの追加の可否について確認した。その結果、多
		検体処理可能なDNA抽出法をマグロ及びサケ・マスの判別マニュアルに追加できるこ
		とが確認された。(平成22年度終了)
	元素分析によるいりさや落	いりさや落花生の元素組成から、原産国を判別する技術を開発するため、国産落
	花生の原産国判別法の開発	花生110件及び中国産落花生68件を収集し、13元素について分析を行った。その結果、
	〔共同研究〕	マグネシウム、ニッケル及びストロンチウムの3元素で判別モデルを構築することに
		より、国産、中国産ともに99%以上の確率で判別を行うことが可能であった。(平成22
		年度終了)
	超高感度エネルギー分散型	平成21年度に策定した超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いた、乾し
	蛍光X線分析装置による乾	いたけの原産国判別マニュアル(案)について3試験室で事前運用試験を行ったとこ
	しいたけの原産国判別マニ	ろ、精度良く判別することができなかった。そのため、新たな判別モデルを再構築
	ュアルの検証	した。改良したマニュアル(案)を用い、3試験室での当初のデータを基に検証した
		ところ、原木と菌床及び日本産原木と中国産原木について、いずれも判別できた。
	コンスチン内内同仏仏	また、日本食品科学工学会第57回大会において口頭発表を行った。(平成22年度終了)
	ストロンチウム安定同位体	
	比分析による産地判別法への適用について	による産地判別の適用が可能かどうか検討した。ゴボウ及びショウガについては適用できる可能性が示唆された。うなぎ加工品については産地によっては適用の可能
	V / 適 / 1 (C -) V · C	性が示唆された。(平成23年度継続)
		果実飲料に添加された異性化液糖の検出法について、異性化液糖製造工程中で生
		成する「イソマルトース」に注目し、異性化液糖、原料果汁及び市販ジュース中の
	検出法の検討	イソマルトース含有量を測定した結果、精度よく異性化液糖の混入を判別すること
		が可能と判断された。(平成23年度継続)
	炭素安定同位体比分析によ	米酢及び米酢の不揮発相について炭素安定同位体比を測定することにより、それ
	る米酢の原材料判別の検討	ぞれの同位体比の違いから米以外の原材料の混入物質の判別を行うことが可能と判
		断された。また、同時に同位体比を指標として氷酢酸使用の判別を行うことが可能
		と推定された。(平成23年度継続)
	近赤外分光法によるそば粉	そば粉混合割合の明らかな「干しそば」のめん線を試料として、近赤外スペクト
	と小麦粉の混合割合の推定	ルを測定し水の吸収領域を除外した波長領域で解析を行い検量線を作成したところ、
	法の検討	誤差の少ない検量線が得られた。この検量線により新たに収集した「干しそば」(10
		件)を試料として、そば粉混合割合を推定したところ、そば粉混合割合との高い相
		関を示した。(平成23年度継続)
	しょうゆ中に含まれるグリ	製造履歴の明確な丸大豆しょうゆ及び脱脂加工大豆使用しょうゆについてグリセ
		リン等を指標とした判別が可能であるかの検討を行ったところ、グリセリン及び多
	使用の判定法の検討	環ピラジンの2成分の相関関係に両者間で差がみられたものの、誤判別率が高く、通
	ウタロはないたいでしても	常の表示監視業務への活用は困難であると考えられた。(平成22年度終了) ウナギ加工品における前処理(洗浄及び脱脂)の影響を確認し、酸素安定同位体
	安定同位体比分析による牛肉及びウオギ加工品の産物	比の分析条件の検討を行った。また、ウナギ加工品(国産40件、中国産20件・台湾
	判別法の検討	氏の分析条件の検討を行った。また、リケヤ加工品(国産40件、中国産20件・台湾 産3件)について炭素、窒素及び酸素安定同位体比を測定し、炭素及び酸素安定同位
	アリルリ(ムマン(火車)	座3件)について灰糸、室糸及い酸糸女だ同位体にを例だし、灰糸及い酸糸女だ同位体比について、国産と中国産間とに有意な差があることを確認した。(平成23年度継
		特比について、国座と中国座側とに有息な差があることを確認した。(平成23年及極続)
		NSIC./

	課題名	概 要
食	元素分析によるニホンウナ	平成21年度に作成したマニュアルについて、国産及び中国産の判別率の検証を行
品	ギ加工品の原料原産地判別	ったところ、国産の判別率は良好であったが、中国産の判別率は低い値となった。
等	法の検証	試料採取量を増やして元素含有量を測定したところ8元素が判別に有効であるとの結
		果が得られた。(平成23年度継続)
	魚種判別マニュアルの適用	缶詰等の高度な加工品にも適用可能となるように、サバ属及びサケ・マス類の種
	範囲拡大の検討	判別マニュアルを改良し、適用範囲の拡大が可能かを検討したところ、サバ属につ
		いては魚種判別が可能であったが、サケ・マス類については、一部の試料で判別不
		可能であった。(平成22年度終了)
	DNA分析によるコンブ属の	(公財) 函館地域産業振興財団北海道立工業技術センターが開発したコンブの品
	種判別法の検討	種判別方法の技術移転を受けて、乾燥コンブで品種判別が可能であることを確認す
		るとともに、表示監視業務に活用するため、分析法を改良し、品種判別が可能であ
		ることを確認した。また、技術移転を受けた分析法の適用範囲を確認するためにコ
		ンブ加工品40件について、分析を行ったところ、昆布巻き等の高度な加工が加えら
		れた加工品については、適用が困難であることが明らかとなった。(平成23年度継続)
	農作物からの遺伝子組換え	本研究で開発したGMトウモロコシMIR604系統の定量分析法について、国際的なガ
	体の定量分析技術の確立	イドラインに従った試験室間共同試験を実施したところ、本分析法の妥当性が確認
	<gmトウモロコシmir604系< th=""><th>された。(平成22年度終了)</th></gmトウモロコシmir604系<>	された。(平成22年度終了)
	統の定量分析法>〔共同研	
	究〕	
	農作物からの遺伝子組換え	試料に含まれるGM系統P35S及びGA21間の濃度差がGMトウモロコシスクリーニング
	体の定量分析技術の確立	定量法に与える影響について検討したところ、濃度差のある場合には低濃度側GM系
	<gmトウモロコシスクリー< th=""><th>統のDNA増幅が影響を受け、分析値に影響を及ぼす可能性が示唆された。(平成22年</th></gmトウモロコシスクリー<>	統のDNA増幅が影響を受け、分析値に影響を及ぼす可能性が示唆された。(平成22年
	ニング定量法の追加検討>	度終了)
	[共同研究]	房儿》(A) (A) 同人民 世日 A 日 你 儿 亚 梅子 】 山 同 之 。 。) 】 上 春 山 唐 尺 之 ,
	農産物加工品からの遺伝子	厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所と共同でパパイヤ内在性遺伝子chymopapain
	組換え体の定性分析技術の	を指標としてリアルタイムPCR法及びパパイヤ加工品に適したDNA抽出法を開発した。
	開発	開発した手法を用いて各パパイヤ加工品を分析したところ、chymopapainが検出でき
		ることを確認し、結果を取りまとめて同研究所に報告した。(平成22年度終了)
	工品の検知法>〔共同研究〕	ᅙᅩᅜᅪᇄᅕᅅᅲᄳᇎᇄᅕᄁᇬᄪᆮᄀᇭᅝᅩᆸᄰᇰᄹᄣᄱᇇᄾᆝ꽄ᇦᅠᇦᆸ
	農産物からの遺伝子組換え	害虫抵抗性や除草剤耐性などの遺伝子組換え品種を複数掛け合わせたスタック品
	の確立	験室間共同試験のための条件を検討し、試料とするトウモロコシの粒数、陽性試料の濃度にいた。火寒の診験ではなる。火寒の大寒やスト
		の濃度区分数、必要な試験所数等を決定した。(平成22年度終了)
	位検査法のコラボレーティ	
	ブ試験の実施に係る検討>	
_	〔共同研究〕	
Ē	計 34課題	

表13-2 肥料分析法・飼料分析基準等の開発及び改良

研究対象	課題名等	終了・継続 の別(注)
肥 料	汚泥肥料中のカドミウム、鉛、ニッケル、クロム、銅及び亜鉛の誘導結合プラズマ発光分光	終了
	分析装置によるの分析法の検討	
	液状肥料中の農薬成分(ピレトリン等6種成分)について、液体クロマトグラフタンデム型	終了
	質量分析計による同時測定法を開発	
	汚泥肥料中のカドミウムの含有量と溶出量の比較	終了
	計 3課題(13成分)	
飼料等	ライグラス中のロリトレムBの液体クロマトグラフによる分析法の改良	継続
	飼料中のメラミンの液体クロマトグラフタンデム型質量分析計による分析法の開発	終了
	飼料中の牛由来たん白質検出法における「モリナガ加熱処理牛由来タンパク質検出キット	終了
	Ver.2」の検討	
	飼料中の動物由来DNA検出法におけるRFLPを用いた確認試験法の検討	終了
	配合飼料中のクエン酸モランテルの液体クロマトグラフによる定量法の改良	終了
	愛玩動物用飼料中のソルビン酸の液体クロマトグラフによる定量法の開発	終了
	愛玩動物用飼料(ウェット製品)中の水分の測定法の開発	終了
	愛玩動物用飼料 (ウェット製品) 中のアフラトキシンB1、B2、G1及びG2の同時定量法の 検討	終了
	愛玩動物用飼料中(ウェット製品)のデオキシニバレノールの液体クロマトグラフ質量分析 計による定量法の開発	終了
	愛玩動物用飼料 (ウェット製品) 中のクロルピリホスメチル、ピリミホスメチル及びマラチ オンのガスクロマトグラフによる同時定量法の開発	終了
	愛玩動物用飼料中の亜硝酸ナトリウムの分光光度計による定量法の検討	終了
	計 11課題(16成分)	

注 「終了・継続の別」の欄には、平成22年度内に終了した分析法の開発等については「終了」、平成23年度以降にも分析法の開発等を継続する課題については「継続」と記入している。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター企画調整部企画調整課

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟 TEL 050-3797-1826 (ダイヤルイン) FAX 048-600-2377

ホームページ http://www.famic.go.jp/